

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 調査事件

(1) 夜間の災害出動時における時間外勤務手当の調査状況について

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、6月20日付けで資料が配付されているので、説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、いかがか。（異議なし）
- ・ 理事者の出席を求める。

（消防本部 入室）

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 資料について説明をお願いします。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 資料の説明の前に私からお詫びをさせていただく。
- ・ この度の、夜間の災害出動時における時間外勤務手当の支給について、過去数年において、勤務実態にそぐわない申請などが行われ、また、管理すべき立場であった管理職の不十分な確認などによりこのような事態を起こしてしまい、市民の皆様の信頼を大きく裏切り、消防全体の責任者として責任を痛感しており、心から深くお詫び申し上げます。この度は大変申し訳ない。
- ・ 6月20日に配布した「夜間の災害出動時における時間外勤務手当の調査状況について」を御説明させていただいたが、概要の説明前に、まずこの度の事案が行われた消防本部の夜間の勤務体制について委員の皆様へ資料を配付して説明をしたいが、委員長よろしいか。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ お願いします。

（資料配付：夜間帯の勤務の割振りについて（消防本部調製））

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ はじめに、消防本部の夜間の勤務体制について、説明をさせていただきたい。ただいま配付させていただいた夜間帯の勤務の割振りの表をご覧ください。消防署等で勤務する交替制勤務の職員は、8時45分から翌朝の8時45分までの24時間の拘束された中で、15時間30分の勤務時間と8時間30分の休憩時間を割り振っている。そのうち、20時から翌朝の6時45分までの夜間勤務時間帯は、4交替で通信受付勤務に当たる職員を割り当てている。それぞれの時間帯において、勤務時間となっている職員と休憩時間となっている職員がおり、出動指令が入ると、勤務時間、休憩時間にあるもの関係なく災害活動に当たるという体制としており、災害出動があった場合には、休憩時間にある職員が時間外勤務手当の支給対象になる。このような勤務体制のなかで、本年3月29日に、北消防署において、平成30年3月まで時間外勤務手当の不正受給があった旨の匿名の告発があった。
- ・ それでは、6月20日に配付させていただいた資料に基づき、「夜間の災害出動時における時間外勤

務手当の調査状況について」説明させていただく。

- ・ まず、1の事案の概要である。ただいま御説明したとおり、3月29日に、平成29年度以前において時間外勤務手当の不正受給があった旨の告発があり、消防本部において職員への聞き取りを行ったところ、夜間の災害出動時に、勤務時間であるにもかかわらず時間外勤務手当が支給された事案があることを確認できたため、平成31年4月から、時間外勤務命令簿および当日の出動状況や夜間の勤務体制などが記載されている業務日誌の照合などによる調査を進めてきているところである。
- ・ 繰り返しになるが、当直勤務中の職員が夜間に災害出動した際に、勤務時間にあるにもかかわらず時間外勤務手当が支給された事実が認められたもので、災害出動していないのにあったこととして時間外勤務手当が支給された事実はない。現時点においては、平成29年度分についての調査が終了したところであり、この結果、221名の職員に対し、総額335万8,400円の同手当が支給されていたことが判明した。
- ・ 所属別に申し上げると、本部が22万2,033円、北消防署が220万9,800円、東消防署が92万6,567円となっている。この221名については、いずれも先ほど御説明した交替制勤務を行っていたものであり、詳しい要因については現在分析中であるが、主なものとする、勤務時間中にもかかわらず時間外勤務を命令されたこととしている場合、夜間勤務体制の変更を行ったが、勤務日誌の変更を失念している場合がある。
- ・ こうした内容の確認については、告発後、直ちに関係簿冊の照合や職員からの聞き取り調査を行ったが、対象職員が多く、思った以上に時間を要したことからこの度の報告となり、遅くなったことをお詫び申し上げる。
- ・ これまで管理職を含む複数の職員からの聞き取りにおいて、現状である程度確認している範囲で、経緯や原因などについて御説明したい。
- ・ まず、このような事実にそぐわない申請が始まった発端としては、現時点での聞き取りによるものであることから、今後、具体的な確認をさらに行うが、勤務割表がありながら勤務形態が実態として徹底されていない中、平成24年頃に、北消防署の当時の管理職から夜間勤務体制のシフト変更を柔軟に対応する旨について言及した発言があったことを、一部職員の誤解などにより、こうした対応が始まったものと推測されます。
- ・ 次に、経過としては、先ほど申し上げたとおり、北消防署において平成24年頃から夜間の災害出動時における時間外勤務手当で、実態にそぐわない申請が行われ始めたこと、北消防署でのこうした取り扱いが人事異動などにより、徐々に他の署などでも行われるようになったこと。また、組織として把握し、早期是正できなかった原因については、先ほど冒頭で御説明した夜間勤務体制が徹底されていなかったこと、時間外勤務命令簿と業務日誌などの突合など事実確認行為が徹底されていなかったこと、出張所などにおいて、管理職の勤務箇所が異なることから、すぐに管理職が押印できない実態があるなど、時間外勤務命令の管理が適切に取り扱われていなかったこと、管理職においても、記録を信用し、確認を怠っていたこと、職員の指摘について消防全体で共有されなかったことなどが関係職員の証言などから、現時点では事実である蓋然性が高いものと認識しているが、いずれにしても、詳細部分を確認するためにも、関係職員の聞き取りを今後も行っていく必要があるものと考えている。
- ・ なお、平成30年4月頃、北消防署においてはこうした時間外勤務手当の申請の実態を把握した副署長が、職員に対し是正指導を行ったが、当該副署長は、北消防署長や消防長への報告は行わなかった

ことを確認している。

- ・ 次に、2の今後の対応だが、関係簿冊が保存されている平成27年度までの分につきましても、速やかに調査を実施する。また、この度の事案により支給された同手当については、返納を求め、退職者についても同様に返納を求めている。また、関係職員への処分については、引き続き調査を進めながら、事実関係を確認の上厳正に対処する。今後の再発防止についても、事実関係を確認の上必要な対策を講じてまいりたいと考えている。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 今後においては、私を含め全消防職員が、改めて全体の奉仕者としての自覚の徹底を図るとともに、現在行っている調査を9月頃を目途に終了させ、原因の把握、関係職員の処分、時間外勤務手当の返還さらには再発防止に努めるなど、市民の皆様の信頼回復に努めてまいる。
この度は大変申し訳なく思っている。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ お聞きのとおりだが、各委員から何か発言あるか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 配付されている資料の今御説明いただいた内容が詳細だ。私だけだろうか。この配付されている資料が……

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 配付されている資料は皆同じである。

○小野沢 猛史委員

- ・ 今ご説明いただいた内容について、ペーパーを持っているのだからそれをコピーしていただかないと、具体的にどのような説明があり、どのように質問をしていけばいいのか判断がつかない。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 資料と、今聞いてそれぞれ必要なところは皆さんメモしているとは思うが。

○小野沢 猛史委員

- ・ メモが追いつかなかった。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 皆さんいかがか。さらに必要か。

○金澤 浩幸委員

- ・ もらえるのであればいただきたい。一生懸命経過を入れたつもりだが、抜けているのもあるかと思うので、もしすぐコピーをとって出せるのであればほしい。だめであれば、今聞き取った中で質疑していきたい。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 小野沢委員から、もう少し詳しい資料をと要求があった。
- ・ 理事者に確認するが、今の庶務課長がおっしゃったことを参考資料としてすぐ提出することは可能か。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 資料としてはなく、今庶務課長が言ったのは手持ちの読み文であり、すぐに提出できるというものではないと思う。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ では、質疑をして、後ほど参考資料として提出していただくことは可能か。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 可能だと思うので、後日改めて配付させていただきたい。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ わかる範囲で皆さん質問して、そしてまた足りない部分を資料として出していただくということでよろしいか。小野沢委員、まずはよろしいか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 手元にペーパーであるわけだから、コピーすればすぐに出せると思うが。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ ご自分の読み札ということだから、そこはなかなか難しいのではないか。

○福島恭二委員

- ・ 読み札と言うが、説明した内容は公式に説明されているのだから、そのコピーを出すのはいいのではないか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ ただいまの福島委員の発言の整理であれば、コピーして提出できる。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 今、庶務課長が口頭で説明した文章、口頭で言ったがそれは公的なこの委員会で言っているから、それをコピーすることは可能で、今出せるということによろしいか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 読み文になっているので、その辺の不具合は発生するとは思いますが、それによろしければ。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 今、それをすぐ資料として提出してもらうのを待ってから質問することにするか。（異議なし）
- ・ それでは暫時休憩するので、すぐに今のをコピーして委員に配るように。

午前10時16分休憩

午前10時25分再開

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 休憩前に引き続き、会議を再開する。
- ・ 6月20日付で配られた資料以上に庶務課長からの話は詳しくかったので、皆さんの手元にその資料を配らせていただいた。
- ・ 説明は終わったので、各委員から御発言をいただきたい。

○金澤 浩幸委員

- ・ 当初の資料内容からはかなり詳しく説明いただいたかと思う。冒頭、消防長が謝ったわけだが、この手の話は謝れば済むという話でもないと思っているので、起こってしまったことは仕方がないにしても、これ以降このようなことが起こらないようにどういう体制をつくっていくかが一番大事だと思っている。最終的にはどういう方向にしていくかということを知りたいが、その前に、事実確認だけは何点かさせていただきたい。

- ・ 今回の調査は、1年分の調査が終わったということだけの説明だった。先ほどの説明の中で、平成29年度以前については不正受給があったという告発があったと。平成30年度については、なぜかないということだ。平成30年度には、この手の不正受給というのはなぜかなくなっている。なぜいきなりなくなったのかの経過というのは調査できているか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 先ほど説明の方でもあったが、平成30年4月に一部職員の方から、この旨を問題視する意見があり、その時点で北消防署管内においては適切な事務処理をするよう指導を行ったと、現在の聞き取りの中でわかっているが、確実なところはまだ平成30年度の調査が終わってないので、今の時点で平成30年度以降は全くないということは申し上げられないが、今後、平成30年度についても関係帳簿の照合を行い、確認してまいりたい。

○金澤 浩幸委員

- ・ 今の話だと、平成30年4月頃に職員からこのような時間外手当の不正受給があると、職員が北消防署の副署長にお話したということか。それで、副署長がこういうのはまずいのではないかとということで、他の本部、東消防署でも不正があったということだが、副署長が当該の北消防署長には話をせず、ほかの東消防署や本部の不正受給しているだろうと思われる人みんなに話して平成30年度はなくなったということか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ その実態を把握した副署長は、時間外の処理について重要性の認識が欠けていたということで、自らの職務の範囲内ということで管轄の所属に対しての是正指導のみを行ったということで、他の本部、東消防署については、行動は起こしていないという実態である。

○金澤 浩幸委員

- ・ であれば、先ほどの説明で、平成29年度以前において時間外勤務手当の不正受給があったということだが、北消防署以外の本部と東消防署は、平成30年度もあるという可能性が高いということか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 繰り返しの答弁になるが、平成30年度についてはまだ調査が終わっていないので、今の段階、この時点で北消防署が全くなく、東消防署、本部があるという部分については今の段階ではお答えできない。

○金澤 浩幸委員

- ・ であれば、この説明文書はずるくないか。この説明文書だと、事案の概要で平成29年度以前において不正受給があったと。これを読む限りだと、平成30年度以降はないんだよと読み取れるような文書であるから、平成30年度以降については、ある可能性もあるがこれから調査するくらいの報告書でなければ私はおかしいと思うので、そこだけは指摘しておく。
- ・ 次に、説明いただいた中で、この1年分の中で本部と北消防署と東消防署ということで出ているが、この年の調査を行った職員のうち、何割くらいの方がこの1年間で不正に手当を受けていたということか説明いただけるか。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 金澤委員の質問は、平成29年分についてということか。

○金澤 浩幸委員

- ・ 1年しかまだ調査しておらず、その1年の調査で221名、335万8,000円の不正の支給があったということだから、この221名というのはその年の何割に当たる方が不正に受給していたのかというのをお聞きしたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 平成29年度、災害出動時に時間外勤務手当が支給された職員、これが333名いるが、このうち不適切支給が認められた職員が221名ということなので、約7割弱ということになる。

○金澤 浩幸委員

- ・ 残りの3割の方というのは、たまたま夜間に出動がなくて、手当をもらえる可能性がなかっただけということか。それとも本人がちゃんとわかっていて、自ら律してこれはもらえないんだということで3割の方はもらわなかったのか、その辺の調査はどうなっているか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 対象職員は、全て夜間の災害出動を行った時間外勤務手当のあった職員であるので、残りの3割については適正に事務を行ったということである。

○金澤 浩幸委員

- ・ ということは、職員のうちの3割はこれはまずいと、これはもらえない手当てだとわかっていて、他の人に便乗することなく請求しなかったということによろしいと。では、残りの7割の人は、ほかの職員がもらっているのだから、自分もそこに入ってもらった方が得だという感覚で受け取ったという解釈でよろしいか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 現在の聞き取りの範疇だが、全てが過大に支給を受けようというものではないとは思っている。中には、例えば消防士になって期間が短い職員など、その辺の認識がはっきりわかっていないような職員もいたと思うし、実際には記載ミスという部分もあるし、時間の集計ミスといったものも見受けられているので、全てがそういう思いで処理をしていたというものではないと考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ そうあってほしいなとは思っている。職員のうちの7割がわかって不正に時間外勤務手当をもらおうとする消防だとすれば、それは一般市民からも当然信頼されない。そういう消防にはなってほしくないし、そうあってほしくなかったという思いがある。
- ・ 先ほど、平成24年頃から北消防署でこのような処理が始まったということが推測されるということだが、これは、平成29年度分しか調査していない、この1年間しか調査していない時点で、当然いつ頃から始まったのか調査していくと思うが、平成24年頃始まったというのはどのような経緯で、このときだろうというのが判明したのか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 事実を裏付ける文書というがないので確定的なことは申し上げられないが、聞き取り調査では、多くの職員が平成24年頃から北消防署で行われたということで、消防本部としても、このような考えで捉えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 平成24年頃のこのスタートは、消防署長がこうしたほうがいいのかとは当然言うはずないだろうから、一部の職員が夜間の勤務手当をこうすればもらえるのではないかという発想か、あるいは

はなぜ自分が一緒に出ているのにはほかの職員に手当が出て自分には出ないんだと、ある種不満みたいのものから始まったのかと思うが、当時の一番最初の書類というのはわからないものなのか。書類の保存期間は何年で、いつからの分がはっきりわかるのか教えてほしい。あるいは平成24年頃のこれから始まったというのがわかるのであれば、教えてほしい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ この度照合した書類は、業務日誌という書類と時間外勤務命令簿の突合作業を行ったところであるが、この2つについては、保存期間が3年となっている。なので、本来であれば平成28年度以降の書類が残っているということだが、この問題が発覚したことを受け、本来であれば本年廃棄予定の平成27年度もそのまま残して調査を進めている。したがって、平成24年度については、書類の突合ということは難しいと考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ では、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度の4年分の不正受給についてはこの先書類を突合してははっきりわかると、それ以前については、書類がないのではっきりしないと。平成24年度、平成25年度、平成26年度と3年分あるが、この分ははっきりしない中でどうされる予定か。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 不適切に支給された手当については、全納、返納させるほか、退職者にも同様な返納を求めてまいる。これは、書類が残っている平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度ということになるが、書類の存在しない期間については、関係部局や顧問弁護士とも相談しながら必要な対策を講じてまいりたい。

○金澤 浩幸委員

- ・ 書類も残っていないで、退職された方からなかなかはっきりとした証拠もない中で返還してくれといっても、弁護士の先生と相談してもなかなか取れるものではないだろうと思っているが、わかる範囲で頑張りたいということだから、それは期待したい。
- ・ 先ほどの話から、要は北消防署が一番多いということである。平成24年頃から始まったということだが、消防長が北消防署の署長になったのは何年か。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 平成28年4月から北消防署の署長である。

○金澤 浩幸委員

- ・ 平成28年4月には北消防署では、おそらく平成27年度で220万円の不正があったということだから、平成28年度も多分同じくらいあるのだろうと思うが、北消防署の署長として書類に判こ等押されていると思うが、言い方が悪いがめくら判でろくに精査もせずに行っていたということか。現場のトップの署長としての責任というのはどのようにお考えか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 今、北消防署、東消防署と二つ署があるが、遠隔な場所にある出張所は毎日決裁権者が押印できない実態にあり、各所属の当直責任者に責任を持たせているわけであるが、当時、私が北消防署長をやっていたときは、その現場の責任者の押印を追認し、判こを押印していたという実態であった。

○金澤 浩幸委員

- ・ その実態について、どのように思っているか。それでよかったのだろうか。あるいはこういうこと

がなければ署長の、その署の最高責任者の印鑑というのはその程度のものという判断なのか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ このように確認が不十分だったということは反省している。今後においては、各所属の当職責任者に管理責任の徹底を図るとともに、専決者の見直しも検討して、チェック体制の構築ができるように進めてまいりたい。

○金澤 浩幸委員

- ・ 一通り確認させていただいた。先ほど、手当の返納も当然平成27年度から4年分については調査をして全額返納させるし、OBにも協力いただくということで確認させていただいた。それらを踏まえ、今後どのような勤務態勢だとか、こういうことが起こらないような方策はどのようなことを考えているのか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 不適切に処理された手当については、全額返納させるほか、退職者へも同様な返納を求める。繰り返しになるが、また、書類の存在しない期間については、関係部局や顧問弁護士とも相談し、必要な対策を講じてまいる。さらに、職員への指導および管理の徹底を図るのはもちろんのことだが、道内主要都市の体制を参考に、夜間の勤務態勢の見直しも含めて検討を考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 道内主要都市の体制を参考にしたいとあるが、他都市の夜間勤務体制や時間外勤務手当の支給方法というのは、どのようになっているのか。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 道内の消防本部について調査したところ、全道58消防本部の多くが、本誌と同様にシフト制の勤務体制としているところだが、一部では、夜間帯の一定時間において、一斉に休憩時間を与える方式を採用している消防本部もある。道内の中核的な消防本部としては、旭川市や釧路市、苫小牧市の消防本部で24時間対応が求められる指令室を除き、一斉に休憩時間を与える方式を採用しており、若干の違いはあれど、おおむね午後11時頃から翌朝6時頃までを休憩時間としているところである。
- ・ 時間外勤務手当の支給方法については、シフト制や一斉に休憩をとる方式を問わず、全ての消防本部において、休憩時間中に発生した出勤等の活動に対し手当を支給している。

○金澤 浩幸委員

- ・ 若干の違いはあるけれど、午後11時から6時まで休憩時間としていると。これをすると、面倒な書類の作成等もいらなくなるだろうし、こういう時間外手当の不正受給というのも当然なくなるだろうから、こういう方向に変えていくと考えているということでもよろしいか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 早くて来年の4月以降にそのような方式で実施したいと考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ そうすることによって、変に疑われるような書類等も全然なくなってくるだろうし、職員の彼はもらえたが私はもらえなかったという体制も一切なくなってくるだろうし、やはり職員の気持ちが一番大事だと思うので、取り組んでいただきたい。
- ・ まだ1年分しか調査が終わってないから、残りの、平成26年度以前はある程度はわかるだろうからその辺も含めて、9月頃に調査結果の報告したいというような話もあったので、それが出たらまた報

告いただきたい。

○福島 恭二委員

- ・ 今、金澤委員のほうから私の聞きたいと思う点多々質問あったので、多少重複するかと思うが確認の意味で、しかも今の説明からすると、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度の4年間の調査をしたいという趣旨だから、その中の1年分であるので、これからの展開もみなければならぬと思うので、とりあえず今回調査した1年分の中での質問として確認しておきたいと思っている。
- ・ 今、質問にあったとおり、これはそもそも内部告発だと私は思うが、その告発の内容をできれば具体的に説明していただきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 内容については、匿名のものであり、北消防署において、平成30年の3月まで夜間の災害出動時に、勤務を割り当てられている職員にも一律に時間外をつけるなど不正受給があるので、調査と処分を求めるというような内容となっている。

○福島恭二委員

- ・ 新聞や雑誌の記事も読ませてもらったが、あれだけの内容、特に感じるのは、皆さんも当然ご承知だと思うが、今日配付された勤務表も雑誌等々に載っていたが、ということからすれば、内部の告発だと言わざるを得ないが、これについては消防としてはどのような考えか。よもや、犯人捜しをするようなことはしないだろうと思うが、そういうことについて、そういう受けとめをしながらも、それはそれとして飲み込んでおくということなのかどうか、その辺の考え方についてお知らせ願う。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ この告発については、消防本部としては真摯に受けとめ、これから改善に向き合って努力していきたいと考えている。決して犯人捜しはしないと考えている。

○福島 恭二委員

- ・ この種のやつは特にそうだが、内部告発をした者を捜して、いわゆる犯人捜しみたいなことをやりがちな点がままあると思っており、できれば、特に民間企業と違い役所だから、あまりそういうところに気を遣わず、できるだけ真摯に受けとめてきちんと対応していただきたい。今報告された内容によると、おおよそ内部告発に基づくような実態があったと、こういうことであるので、そこら辺は一つ配慮しなければ大変な問題になると思うので、意見として申し上げる。
- ・ 先ほど様々説明があったが、改めてもう一度、このような処理が行われてきた背景、原因などについてどのように捉えているか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 夜間の勤務態勢においては、先ほど示した勤務割り表に基づいて休憩時間、勤務時間が割り振りされているが、実態としてはこの休憩時間にそれぞれ現場の判断や個々の判断で事務処理を行ったり訓練、研修に当たる者もいる。また、体力錬成等を行う者もいる。もちろん、休憩をとるものもいる。このような実態の中で出動指令が入ると、勤務時間、休憩時間にあるもの関係なく、全員が災害活動に当たるというような体制が背景にあり、平成24年頃からこうした処理が行われたものと考えている。また、時間外勤務命令簿と業務日誌の突合などの確認行為が徹底されていなかったこと、勤務箇所がことなることから管理職の押印がすぐにできないというような実態もある。また、管理職においても、その記録を信用して確認を怠ったということが大きな要因と捉えている。いずれにしても、詳細部分

を確認するために、関係職員の聞き取りを今後も行っていき、二度とこのようなことがないよう職員に対し周知徹底する必要があると考えている。

○福島 恭二委員

- ・ 勤務表を先ほどもらったが、この勤務表のとおり何事もなく過ごせばいいのだろうが、頻繁に出動命令がかかってくれば、今説明されたような実態にあれば、自分が勤務時間なのか休憩時間なのか混同しちゃってつい出動に専念するということになり、記録する段階では間違えるということもあるのではないかと思わざるを得ない実態であると受けとめる。であるから、この点についても今後十分それぞれの職員が勤務は勤務、休憩は休憩ということで明確にするような実態も作り出していかなければならないのではないかと思う。だから、職員個々の勤務実態が混合しないように、そうでなくても混合してしまう実態があるわけだから、それについては十分、日誌等々各場合についても、誤りのないように記入するような、処理をするような体制をぜひ築いてほしい。
- ・ 平成29年度分だけ調査をしたということで先ほども説明あったが、改めて、精査した結果としてどのような実態であったのか、もう一度説明いただきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 職員の聞き取り、関係簿冊の照合などによる調査結果から、数多くの不適切な処理が判明したところだが、その中には単純な記載ミス、また、夜間勤務シフトの変更などにより結果的に日誌との記録が合わないといったケースも確認されている。平成29年度の夜間の災害時に時間外勤務手当が支給されたすべての職員333名を対象に調査を行い、221名、総額335万8,400円の時間外勤務手当が不適切に支給されていたことが判明したものである。

○福島 恭二委員

- ・ 結局、今言ったように単純な記載ミスということも、先ほど言ったような勤務実態、混同されている。勤務日なのか仮眠時間帯なのか、それも含めて実際には内容があまりにも複雑化しているのではないかと思う。それがそうした記入ミスだとか失念等々含めてこうした不適切な対応になったのではないかと思うものだから、やはり職員だけに責任を負わせるのではなく、消防全体としてこうしたことの経過を踏まえてきちんと反省をするべきところは反省しながら、勤務の見直しをすると、こういうことで働きやすい、わかりやすい体制を築くということが大事だと思うので、ぜひ一つそういうことも含めて今後検討していただきたい。
- ・ やはり先ほど、金澤委員の方から言われたとおり、約7割の職員がかかわっていたということになるわけだから、やはり先ほど平成30年度の方もどうだという話もあったし、平成24年度の頃からではないかという話もあった。しかしそれは、実際には書類が残っていないがために突合できないのではないかという話もあった。確かにそうだと思う。やはり金の問題になるから、一度受け取ってしまえば返すのもなかなか大変な、仮に返すとしても公務員の立場からすれば、不当にもらったものであれば返さなければならないというのものもあるんだろうけど、なかなか大変なことであるだけに、慎重に、事実に基づいて、本人も納得のいく中で処理をしていかなければならないと思う。やはりはっきり書類と突合できる年度の分だけやるべきでないかと思う。私の意見としてそのように思うので、ぜひ一つそのような立場で取り組んでいただきたい。
- ・ 平成29年度だけの分として、335万8,400円ということであるが、個人の返納額の最高と最低はどのくらいになっているか。また、個々の時間数はどのくらいなのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 平成29年度分の返納額で、個人の最高額としては9万744円、最低については287円となっている。また、個々の時間数については、1年間で1時間の返納を要する職員が43人、2時間が31人、3時間が21人、4時間以上10時間未満が78人、10時間以上の職員が48人となっており、最も多い職員では33時間となっている。

○福島 恭二委員

- ・ 今の説明からすると、最高は9万744円、最低は287円と。287円ということになれば、1時間にも満たない。そういう分数単位での処理をしているのかと考えるわけで、結局、先ほど前段で言ったように、勤務が複雑化している故に、全員が一律にならなかったというところもまた一層こういった記帳漏れ、ミス等々を発生させているのではないかと思う。要旨としては、こういったミスのないようにするためにも、何度も言うが勤務体制の見直しはしっかりとしてほしい。そして誤りのない環境を作っていただきたい。
- ・ 1時間から3時間までの人数を合わせると、95人だ。95人が一番多いということになる。やはり、細かい時間を積算して1時間ないし3時間くらいのことになったのだろうが、ともあれ、こういったわずかな時間であるが、時間外は時間外として当然の支給されるべき金額だということで請求したんだと思うから、私は、決して職員が意図的に請求した金額ではないと思うしそういったことの本質ではないと思いたい。ぜひそういう点を踏まえてこれからの処分等々を含めて、対応を考えてもらわなければ困ると思う。ぜひそういう点を含めてこれからの対応をお願いしたいし、私も、結果を見続けてまいりたい。
- ・ 職員であり、公務員であり、特に戒律の厳しい職場であると思えばこそ、こういった不正をやる度に、頭を使いながら仕事をしている職員は誰もいないと思う。だから、そういう点でこういう処理を誤ったということ踏まえて、何度も言うが対応していかなければならない問題だと思うので、いやしくも公務員の立場からすればこうしたことを日常茶飯事に行われたがごとく言われているが、これをあたかも黙認してきたと、こういうことではないと思う。したがって、その辺のことについて改めて確認したい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 先ほども答弁させていただいたが、平成30年4月に一部北消防署において、このような実態を把握したというような事案があったが、このときに上司への報告を行っていなかったということが確認されている。したがって、消防長、消防署長については、この度の調査に着手するまではこのような実態が行われていたということは承知をしていないので、黙認していたということにはならないものと考えている。

○福島 恭二委員

- ・ 当然そのように言わざるを得ないし、そうだと思う。したがって、これはせめてものというか、現場の責任者の立場で自分で記入ミスということを発見したので自分なりに注意をしたと。したがって自分の上司という立場で当然の責務として実行したのであって、それ以上疑うこともなく、正規に引き継がれるように指導したということであるから、それ以降、こういった記入ミスがなくなったという流れだ。今までの説明を聞くと。したがって、当然の業務としてやったことであり、なおかつもう一言言わせてもらえばこの方はそれぞれの立場でそれぞれの責任があるから、それもまた責任の範疇

というのがあるはずだから、いちいちそういった細かいミス、当然恐らくその時点ではそんな大きい問題だと、つまり不正だという認識がなかったからその是正をしたということだと思し、イコールそのことが上司まで報告する問題ではないだろうと思ったからそのような措置をしたんだと思う。それはそれで中間管理職の立場としては当然の処置の一つだと理解する。だからそれでたまたまその年はなくなったということだから、極めてよい方向だったなど、素晴らしい判断だったと思わざるを得ない。私はそう思うので、そのことについてはしっかり申し上げておきたいと思う。

- ・ 先ほどの説明等々からすれば、関係者の処分や手当の返納などについてのこともあったが、今後どのようにしていこうと考えているのか、もう一度確認させていただきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 関係簿冊が保存されている平成27年度以降分については、速やかに調査を実施する。また、簿冊のない部分についても、関係部局、顧問弁護士と相談し、今後の対策については検討していただきたい。また、処分についても事実関係をすべて確認の上、厳正に対処するとともに、不適切に支給された手当については、退職者も含めて全額返納を求める。

○福島 恭二委員

- ・ 先ほど金澤委員からも質問があったとおり、退職者にも返還を求めると。気持ちはわかる。当然不適切な、誤った支給をされたという事実があったということだから、やはり全員に返納を求めるのは当然だと思うが、ただ、退職した方についても、現在どういう状況かわからないが、遡って3年だから年齢的にもあまりいってない方が多いかと思うが、しかし、退職した人にまで強制できるのかどうか。これは顧問弁護士と相談してという話もあったから当然そういうことも考えながら対応していこうということだと思うからいいのだが、なかなか退職した方に対して強制・強要を迫ることが難しいのではないかと思う。その辺は私の意見として申し上げておく。いずれにしても、前段で申したとおり、平成24年度以降という話もあったが、平成24年度以前についてはなかったのかという質問があったとおり、しっかりと突合できる、確認のできる、お互いに双方確認し合って納得の上で返還を求めるということであればまずいと思うので、そういった点を考えると、しっかりと突合できる、いわゆる書類が保存されている期間、その分だけはしっかりとすると、こういうことのほうがわかりやすいと思うので、皆さんの答弁を聞くと、確かに気持ちとしては疑いのあるものは全部調べて返還を求めたいという思いは理解する。しかし、本人との確認等々、本人は定かでないということもあったりして、納得いかないという部分もでたりする場合だってあると思う。そういうことを考えると、やはり書類の保存されている期間、しっかりとした期間だけ間違いなく返納させるということで取り組んでほしい。
- ・ このようなことがあってはならないわけだが、再発防止策について先ほど消防長からも言われたが、改めてこれについて決意を聞かせていただきたい。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 問題が発生し、直ちに時間外勤務命令に対して職員が誤りがないよう指導の徹底を指示した。また、押印の関係だが、北消防署、東消防署から遠隔な場所にある出張所等は、毎日決裁権者が押印できないことから、まとめて押印していることもある。今後については、各所属の当直責任者に管理責任の徹底を図るとともに、専決者の見直しを検討し、チェック体制を構築するよう進めてまいりたい。さらに、道内主要都市の体制を参考に、夜間の勤務態勢の見直しも含め、これは統一時間でみんなが一

齊に休憩をとるという方式になるかと思うが、必要な策を講じて、全職員が改めて全体の奉仕者としての自覚の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に誠心誠意取り組んでまいりたい決意である。

○福島 恭二委員

- ・ 消防長の決意は理解したので、ぜひそのような姿勢で取り組んでほしい。どこの職場でもそうだが、決裁書類等々についてはやはりトップに行くのは最後だ。これはどこでも同じだと思う。したがって現場の責任者の責任はやはり重いと思う。結果として上司がただ単に判を押したという話もあるが、これは流れとして勤務上やむを得ないことだと思う。しかし、だからといって責任がないわけではない。したがって、まずはそのような現場の責任体制をさらに明確にして、一層管理責任を徹底させることが重要だと思う。いずれにしても、上司を信頼し、そして上司の命令に従って業務遂行しているとすれば、当然管理職としても、職員を信頼しながら誤りのないよう業務遂行されているだろうという前提で、職場はなりたっていると思うので、そういったお互いの信頼関係の上でこれから業務を遂行されるよう強く申し上げて、今後遺憾なく取り組んでいただくよう申し上げて、質問を終わる。

○紺谷 克孝委員

- ・ 二、三点質問したいと思う。ちょっと前後する場合もあるが、了承願いたいと思う。
- ・ 福島委員や他の委員の中で——この資料で仮眠と出ているが、さっきの話では休憩とも言っていた。正式にはどういう内容になっているのか。仮眠するのが普通で、寝られない人が起きているのかどうか、その辺、どういう規程になっているのか。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 仮眠についてだが、夜間帯の勤務の割り振りについて、この表には仮眠と記載されているが、仮眠は休憩時間に含んでいる。仮眠と書いているが、後は個々の判断で、基本的には休憩時間なので仮眠をする者もいるし、休憩をする者もいる。仮眠と書いているが、休憩時間と捉えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 直接、この事件に関係ないかもしれないが、職員が拘束されていて、そして休憩時間帯ということになると、それが無給だということについても疑義があると思う。休憩時間帯によそに行って食事してもいいということではないだろう。外に自由に行けるとか。夜中だからどこかに買い物に行くとかはコンビニくらいしかないかもしれないが、そういうことは許されないだろう、この場合は。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 休憩時間の過ごし方だが、委員のおっしゃるとおり、買い物もそうだし、もちろん外出することは、消防隊として動くことは可能だが、個々の判断であちこち出歩くことはできないということだ。

○紺谷 克孝委員

- ・ 市役所の昼休みの休憩とは全然違うんだ。本来から言えば100%時間外がやられているかどうかは別として、勤務で休んでいるんだから、全国的にどうなっているのかはわからないが、一つの課題としてあるんじゃないかと思う。
- ・ それと、勤務をされている方が出勤すると、今言ったように時間外が出ないと。ただし勤務時間が2時間とかに区切られていると切れる30分前に出勤して、帰って来たのが3時間後となると2時間半の時間外がつく。30分だけつかないとか。非常に複雑なんだ。こういう処理を果たしてきちんとされていたかどうか、当然それも無視して時間外をつけていたということだから、そういう細かいところも含めて、本来なら把握していなければだめだと思うが、今後、この制度が続く限り、その把握も十

分できるとか確信とかあるのか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 今後取り入れようとしている制度では、各隊員、例えば4人が出動すると、4人とも同じ時間外。時間外がつかない場合は全員がつかない整理になるが、今回の部分については、時間外の時間の管理が非常に個々に複雑なので、通常、個人個人に時間外を記入させていた、最もそういうミスを多く発生するだろうと懸念されるような事案をやっていたと認識している。それでなければ全体を通して管理できないというか、個々の時間帯で管理していたものだから、そういう部分も多々あったのかなと反省している。

今後については、一律に休憩が取れるようなシステムに変更していきたいと思っている。

○紺谷 克孝委員

- ・ それは、この問題が一定程度解決して、目途が立って新しい体制ならわかるが、まだ引き続きこの体制でやるということなので、例えば先ほど言った出動でも30分未満なら、また別の時につけないとだめなんでしょう。その時に時間外にならないということで。だからすごく複雑だ。複雑と同時に、この休憩時間——仮眠を——福島議員からも話があったとおり、仮眠をしてもいいし、休んでもいいということになると、そのときに例えば仕事をしてしまったとか、あるいは勤務している職員の仕事を手伝ったとか、そういう事例も中に出てくるとすれば、そういう扱いになるのか。果たして時間外になるのか、ならないのかという問題も出てくると思う。だから、そういう制度自体が非常に複雑で、時間外勤務をどのようにつけるかどうかということがなかなか難しい。仮に仕事をしていると、その人がつかない、俺だけがつくとするのかどうか。出動とは別に、そういう時間外をつけるのかどうかということも問題になると思う。そういう意味で、仮眠とか休憩とかの中で、制度の感覚がなくなってくる可能性がある、それが不平等ということになって、それがこの事件になったと思う。そういう点で改善をしていただきたい。

改善策として一斉休憩で、苫小牧とか旭川とか釧路とかやっているということで、こういう一斉休憩をとると出動するときに遅れるとか、そういう心配がないのかどうか。私、素人だからわからないが、そういう点は——全部仮眠しているということになると、実際に出動する場面が出たときに——今までの体制では勤務している人が必ず1人いるので、緊急出動に支障がないのかどうかお聞きしたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 全員が仮眠をとった場合の対応についてのお尋ねだが、各庁舎にはインターフォンを設置しており、ボタンを押すことによって、すぐ指令センターに入電するようなシステムになっている。ただ、どうしても119番を受信する指令センターだけは、全員が寝るという対応ができないので、その部分は今回のような体制が残ることにはなるが、現場の方が仮眠をとったとしても、指令後、すぐに庁舎全体にスピーカーが入って、すぐ駆けつける体制にはあるので、全員が仮眠という体制をとったとしても出動に遅れはないと考えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ わかった。
- ・ それと北と本部と東の3カ所以外の部署、例えば東部4地域というところは、この署から外れているところがあるのかどうかを聞きたい。

○消防本部長（小西 裕二）

- ・ 消防本部の機構についてのお尋ねだが、函館市の場合は、消防本部があり、消防署が北と東の2カ所、消防支署が亀田本町、的場、南茅部、そのほか6出張署が配置されているが、そのうち北消防署については1消防署、1支署、3出張所、これが全部、北消防署の管轄ということだ。東消防署については、1消防署、2支署、3出張所と、函館市を亀田川で2分して東と北と分けている。本部には我々のような日勤——毎日勤務の者もいるが、本部に所属しているのは指令センター、救助隊が交代制としては勤務している機構となっている。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると、消防署員すべての時間外について、今回調査したということでもいいのか。（「いい」という声あり）わかった。
- ・ それと、今、時間外のやり方については詳細があったわけだが、時間外命令は一般的には、時間外を取るときには上司——課長だ——課長の命令を受けて何時から何時まで時間外をするというシステムになっている。そういう場合は救急の出動だから事後ということになりうると思うが、基本の考えからいうと、出動する職員が申請して、管理職の方が命令を下すというシステムになっていると思うが、そうすると、今回の事件に関しては、一般署員は時間外を——自分たちで決定権はないわけだ。必ず上司が命令をかけるシステムになっていると思うわけだから、職員自体が意図的に申請するかしないかは別として、決定権がある管理職に全面的に責任があると思うが、そういう考え方でよろしいか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 紺谷議員がおっしゃったとおりの考え方と、私も認識している。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうなると、今後、処分の問題が出てくるが、一般署員は決定権限がないし、すべて管理職以上の方が決定するという取り扱いになると思うので、よろしくお願ひしたいと思う。
- ・ 最後だが、先ほどの4年間の調査で、1年分だけが出てきている。そうなるとどの程度の——今年3月にこの問題が発覚して、それ以降、結構日数が経っている。4年間は早急に調べなければならぬと思うが、見通しとしてどの程度の期間を考えているのか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 今回の平成29年度分を調べた結果、実は今年4月から早急に始めて、2カ月半くらいを要したわけだ。今は人員を増やしながら9月を目途に残りを調べたいと考えている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 各委員の話聞いて大分理解できたかなと思っているが、まだよくわからないところがあるので、確認の意味で何点か質問させてもらうが、1つは今年の3月29日に告発の手紙が届いて発覚したと。この手紙は、例えば函館市消防本部様とか、あるいは消防長様とか、どなたに対して届いたのか。

○消防本部長（小西 裕二）

- ・ 匿名の封書の宛先については、函館市役所内監査委員及び人事部宛てということで届いている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 消防本部に届いたわけではないのか。（「そうです。」の声あり）なるほど。それで総務部人事課から消防本部に、こういう告発の手紙が届きましたと照会があったというか、即日3月29日に消防本部

へ調査の依頼が来たのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ その日のうちの方に依頼が来ている。

○小野沢 猛史委員

- ・ その対応、先ほど福島委員も質問されていたが、具体的に、平成29年度——30年3月まで時間外手当の不正受給をしていたとの内容だったようだ。それ以外に、例えば関係者の固有名詞とか、どんな経緯で始まったとか、あるいはそれ以外の不正行為に関わる内容は記載されていなかったのか、確認させてもらおう。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 告発文の内容についてのお尋ねだが、ただいま小野沢委員からお話のあった固有名詞とか、そういうものについて一切記載はなかった。先ほど御答弁させてもらったとおり、夜間勤務における不正受給ということと、もう一点、救急隊の部分にも触れられており、救急隊が正規の勤務時間をとらないというのは不公平でないかの部分の内容も記載されている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 救急隊に関わる部分については一つの意見としてお述べになったと思うが、実は、私のところに投書が届いており——皆さんのところにも来ていたのではないかと思うが、「来ていない。」の声あり）そうか。「内部調査は、隔日勤務者のみを対象としておりますが、毎日勤務者にありましても、時間外勤務をせずとも、毎月ほぼ決められた時間外を付与されている、いわば不正受給をしている場合もあります」と書いている。ほかにも書いているけど。今、とりあえずここまで。参考になるのであれば、後でコピー差し上げるので。この辺も含めて、そういう事実を把握しているのか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 今、小野沢委員から初めて聞いたところであり、事実関係については把握していなかった。

○小野沢 猛史委員

- ・ 匿名の手紙で調査を開始するというのは、どちらかと言えば——匿名だから信憑性に欠ける等々も考慮すれば、そんなことがあった程度で取り扱われることもあると思う。これもそうなんだ、私に来たのも。匿名の手紙で皆さん見覚えがあるかと思うが、調査を開始したということだから、この件についても、今、話したことについてはきちっと調査してほしいと思うが、いかがか。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 小野沢委員個人にきている告発文は、匿名で来ているのか。

○小野沢 猛史委員

- ・ はい。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ この匿名の文書に基づいての今の質問をされても、私たちは見ていないので、それをコピーというか、見せていただくかどうかしないと、ちょっと難しいかもしれない。どうするか。ほかの委員の方々、小野沢委員のところに来ている匿名の……（「コピーしてもいい。」と小野沢委員）

○日角 邦夫委員

- ・ ほしいです。（「コピーして。」と小野沢委員）

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ それでは、コピーさせてもらう。では今、それをコピーさせてもらって、それ以外の質問をしてもいいか。

○小野沢 猛史委員

- ・ はい。(後刻、資料配付)
- ・ だから、匿名で調査するというのは異例かなと思う。私のも匿名だが、同じ匿名なのに扱いが違うというのは、それは今回、こういう事態に至っているわけだから、きちっと調査すべきだと考えて質問しているが、ぜひ調査してほしいがいかがか。感想あればお聞きする。あれを調査して、これを調査しないというのはおかしい話だ。

○委員長(齊藤 佐知子)

- ・ 小野沢委員個人にきた文書、今見るが、それを今、するかしないかということを消防に尋ねても、消防も見えていないし、それを答えるのは難しいとも思うが……。

○小野沢 猛史委員

- ・ 先に進む。扱いは一緒だと思う。
- ・ それで、平成24年頃から始まったようだという事だ。今回、匿名で告発する手紙が来た。何年も不正をしてきたわけだから、今回、そういう手紙が来たという前に平成24年頃から、かれこれ六、七年経っているわけだから、この間こういった類の告発する手紙とか、先ほど北消防署において平成30年4月に職員から副署長に対して、こういう不正が行われているとの報告があったということだが、それ以前にも報告なり告発なりということはないのか。

○消防本部次長(小西 裕二)

- ・ そのような告発等は一切なかった。

○小野沢 猛史委員

- ・ それで、告発の手紙があつて4月から調査を始めたということだが、消防長にこの報告があつたのはいつか。

○消防長(近嵐 伸幸)

- ・ この話は、同日、当時の中林副市長に呼ばれてお話を聞いた。

○小野沢 猛史委員

- ・ 同日の3月29日に当時の副市長から呼ばれて、そういう告発があるぞという話を聞いた。それで消防長としては、どういう指示なり行動をされたのか。

○消防長(近嵐 伸幸)

- ・ その内容を聞いて、すぐに時間外命令の適正な運用を行うように指示を出した。その後、こういう事実があるのかどうかということを職員に指示をして調べるようにした。

○小野沢 猛史委員

- ・ それで、先ほど金澤委員が質問されていたが、平成30年4月に北消防署の職員から副署長に対して、こういう不正行為が行われているとの報告があった。その後、平成30年4月については、不正が行われていないと考えているが、確認の意味で再度、調査されるという話だったと記憶しているが、それが1年後の3月——平成31年3月29日にこうした告発の手紙が届いたということは、北消防署でこういった動きがあつて、こういった不正行為があるぞという職員からの報告があつて、それをやめるべきだというようなお話があつて、北署は北署の中で、それはやらないように指示をされたのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ これまでの聞き取りの中では、その時点で北消防署管内の各所属に対して、適正な時間外処理をするよう指導したと確認している。以上だ。

○小野沢 猛史委員

- ・ それで、1年経って、今年の3月29日になって、こういう告発の手紙が来たということは、やっぱり改まっていないと。まだ少しは正常化されたのかもしれないが、まだ改まっていないようだということで、自然な流れとしてはそう受けとめる、これが自然だと思うが、そういう意味でいくと、平成30年度については、きちっと調査してほしいと私からも要望しておく。
- ・ あわせて、そういった流れできたものが、平成31年3月29日にそういう告発の手紙が来て、その時点でまだ改まっていないという認識なんだ。現場にいる方々はそういうことをやっぱりわかっているわけだ。それが、平成31年度に入っても引き続き行われていた可能性も十分にあると、私は思う。この辺もしっかり調査してもらえないか。いかがお考えか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 継続調査についてのお尋ねだが、まず、平成30年度については、先ほど答弁させてもらったように調査に着手する。
- ・ 平成31年度については、今、3カ月程だが、現在、確認しているところにおいては、そのような事実はないと判断している。

○小野沢 猛史委員

- ・ いろいろと命令簿だの、業務日誌だの突合してやっぱりやると、出てくるかもしれないよ。口頭で確認しただけで、そこまでやっていないわけだ。その辺いかがか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 全職員の時間外命令簿については、月初めに庶務課に一括で来ることになっていて、そういう中でこのような事案があったことを踏まえて、庶務課で詳細にチェック、もしくは庶務課に来る前の各消防署の段階でもこれまで以上に——先ほど庶務課でチェックしているということだが、全職員の部分ではないが、部分的には抽出した中で、間違いがないかということについては確認しているところである。

○小野沢 猛史委員

- ・ それで、そもそもなぜこんなことが始まったのかということの契機だが、皆さんの御報告を先ほどお聞きしていて、平成24年度に夜間勤務体制の変更を柔軟に対応する旨言及した発言があったと。これが一部の職員の誤解を招いたという報告があった。新聞報道によれば、これは雑誌なんかにも書いていることだが、ある署で——これは北消防署のことを指すんだろうと思うが、夜に出勤があったら、みんな時間外にとの提案があり、これが現場に受け入れられたというように、事情をよく知る職員はそうのように説明しているということだ。なので、今のこの2つの説明を記事と皆さんへの説明と繋げて考えると、そういう不公平感があったんだろうと思う。私も勤務大変だと思う。そういう中で、そういう要求があって、そしていろいろ話し合いをして職場の雰囲気は、空気は一色になったと思うんだ。それに対して管理職が、曖昧な返事をしたからこういうことが始まったということなんだろうと思うけれども、その辺はどのように把握しているか。認識しているか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 管理職の発言に誘発されてというようには理解しているけれども、隊員同士が個々にこの時間外手当について、じゃあ、みんなで一斉にやろうではないかという部分には、この階級社会においてはならないと思うので、管理職が容認するような発言があって、それを誤解して、そういうような認識で広がっていったのかなと消防本部としては捉えている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 管理職が容認するような話をしたという答弁だ。そういう誤解を与えるような曖昧な発言を管理職がしたと。2つの情報をつなぎ合わせて考えると、そういう雰囲気があって、確かに不公平だなと。私も勤務があって、休憩時間帯とはいえ仮眠できるかということ、そう都合よく仮眠できるということも難しいんだと思う。今後の話は横に置いておいて、そういう実態にあることはわかるんだ、理解できる。なので、不公平ということで、みんな一斉に手当をつけてもらおうじゃないかという話になったと。そういう動きがないにもかかわらず、あるいはそういう要求なり、雰囲気というか、何もない中で管理職の方が自ら進んで、やっていいよというような、容認するような話ってするはずがない。私はするはずがないと思う。なので、そんなことあったんでしょ。これは大事なところだと思う。そこをきちっと確認する必要があると思う。平成24年度当時の管理職は、北消防署でわかっているわけだから、当時の——特定できるよね、管理職の方は。退職されているかもしれない。消防長は北消防署に勤務されたのは平成28年4月からというが、やはり雰囲気って感じると思う。中には、署長が判子を預けて黙認していたということはわかっていてやらせたという意味だ。そういうような証言をしている職員の方もいらっしゃるようだ。その辺いろいろと、情報が正確かどうかかわからないけれども、でもそのように報道されている記者の方が、何もないことを創作して書くということは、まずないと私は思う。なので、そういうことも含めて管理職の動きがどうだったかということが非常に大事なことで、そこがしっかりしないと、現場はやはりいろいろと苦労しているから、苦労している中で不公平感が感じると。いやいや、みんなで平等にという雰囲気になることはよくある話なんだ。そのときにきちんと踏みとどまって、いや、それはできないと、規則はこうだというように管理職がきちんとすべきだと。この当時の、例えば平成30年4月時点で、北消防署の職員が副署長に対して時間外手当の不正受給が行われているという報告があったと。そのときの副署長って、差し支えなかったら、固有名詞わかるよね。そして署長ってどなたか。消防長、署長か平成30年4月というのは。これは大事なことだ。職員が多分勇気を奮って、こういう不正行為が行われているということを、副署長に匿名ではなくて面と向かって報告しているわけだ。それを副署長にお話をしたわけだから、当然、副署長は署長に話をして、そんなことが行われていると。内々黙認していたという経過もあったとは思。そこできちんと事実関係を明らかにして、少しでも遡って調査するということからすれば、まだもう少し、全容解明、まだわかったと思うが、管理職——当時の署長、副署長、北消防署はどなただったのか。

○北消防署長（大倉 哲）

- ・ ただいまの平成30年4月時点でなぜ是正ができなかったのかというような御質問であるが、先ほども答弁したとおり、当時の副署長が報告を受けて、自分の職責の範囲ということで判断して、私——署長には報告がなかったものであり、その点については、報告してもらえなかったということで——信用していただけなかったということについては、私自身も非常に残念に思うし、私自身も足りなかったことだなどは思っているが、そのときに報告を受ければ、当然、事前に遡って調査するというよ

うなことで消防本部と相談してやっていたと思っている。以上だ。

○小野沢 猛史委員

- ・ これは一消防署の問題ではないんだ。消防組織全体のものなんだ。なので、そういう不正があれば消防本部の中で整理し、是正に——きちんとした手当にするというだけではなくて、本部に報告をして、他でもきちんとそういうことが行われていないかどうか、行われないように徹底する責務があると思う。そういう意味は情報をきちんと共有するとかということ、きちんと連絡、相談ということをやってほしいなと思う。それができていなかったことが残念でならない。それで、北消防署で始まったことが順番に——職員同士いろいろと交流をする、人事異動もあるだろう——という中で話が広まっていったと思うが、大変残念なことだなあと思う。
- ・ それで、消防本部で、今、皆さん聞き取り調査をしているということだが、階級社会とはいえ、組織というものはややもすると、組織のために動く、そういう体質にあると思う。なので、なかなか正直に本当のことを話せないとか、複雑な人間関係とかいろいろなことがあるから、内部の調査は限界があると思う。内部で皆さんがいろいろと御苦労してやっているけど、職員を呼んで、当然、管理職からも話の聞き取りをしているわけだよね。これは公務員法違反とか、これはかなり、明らかに法に抵触するような内容を含んでいるので、それは皆さんもやりづらいただろうと思うので、こういった問題が起きると、内部で調査なりなんなりをするということではなくて、やっぱり外部に、例えば弁護士さんとかを中心に、何人かで調査委員会かなんかをつくって、後はそこに委ねるということ。これは最近、一般的な手法だ。内部で調査って限界があるしと思うので、第三者機関を設置して調査をするという考えはないか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ この調査自体は消防本部で行っているが、調査項目であるとか範囲、手法などについては、担当副市長や関係部局とも協議のうえ決定しており、消防だけの判断で調査を行っていないところである。

○小野沢 猛史委員

- ・ それも含めて内部なんだ。市役所組織の。副市長だって消防長だった時代があるし、そこで人事交流だって一定程度あるわけだ。それも含めてみんな内部なんだ。私は外部にきちんと第三者委員会を設置して調査する必要があると思っている。改めて聞くが、そういう考えはないか。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ すみません。ここで小野沢委員および皆さんに御相談だが、今、小野沢委員が質問しているが、ほかにも質問を予定されている方はいるか。

○日角 邦夫委員

- ・ はい。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ そうしたら相談だが、このような時間でもあるので暫時休憩をして、また、理事者の答弁については再開後にいただくということにしたいと思うが、いかがか。（異議なし）

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ それでは、再開予定を午後1時ということで休憩する。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 休憩前に引き続き、委員会を再開する。
- ・ それでは小野沢委員、引き続きお願いします。

○小野沢 猛史委員

- ・ 時間も限られているので、なるべく簡潔に終わりたいと思う。
- ・ 午前中にお尋ねし、答弁いただいたと思うが、今年3月29日に投書があって、即日、中林副市長から消防長が呼ばれているいろいろ話があったんだろうと思うが、こういう対応って異例だと思う。そもそも匿名の文書を取り上げるということも異例かと思うが。また、反応が早すぎるのも何か非常に……。勘ぐってみれば、何かあったのかなど。中林副市長はどんな話をされたのか。もしかして内容を見て、御存じだったというような雰囲気はなかったか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 中林副市長からは、特にそのようなことがなく、ただ、このような投書が来ていたとのお知らせのみで、これに対して何かやれというような指示はなかった。以上だ。

○小野沢 猛史委員

- ・ それで話は戻るが、匿名の告発文書は私に——皆さんにもいっていると思ったが——届いていて、その内容を見ると、日勤の職員についても時間外勤務手当が不正に支給されているケースがあるということだ。委員長は、各委員が情報を共有していないし、内容としてどうなのかということで、各委員に文書を配付して、そのうえで改めてという話だったので、改めて質問するが、内容について、今、ここで答弁できるとは思っていないので、しかし調査する必要があるのかなど。同じ匿名文書だ。その扱いに差があるというのは、私という人間が信用できないのか、であればそう答弁してもらえれば結構だが。そうでなければ、そういう情報があればきちっと対応するというのが筋だと、皆さんの果たすべき使命だと思うが、日勤の時間外勤務手当の不正な支給について調査する考えはないか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 日勤の時間外の調査についてだが、時間外の配当は市からいただいております、その範囲内でやっております、日勤者にしても少ない予算額でやっているので、過少はあっても不正はないと思っている。しかしながら、このような投書があったということで、確認はしたいと思う。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 本来、小野沢委員の所にだけ来た匿名の文書、それは今回、委員会でコピーをさせてもらった。本来、匿名の文書を委員会で取り上げるというのは、私としても疑問に思うところはある。ただ、今回のこの文書は、先ほどの小野沢委員の質問のとおりというか、今、消防が調査事件にしていることに関する匿名の文書ということがあるので、それで取り上げるべき内容かなと判断したので、皆さんにコピーをさせてもらった。そういう中で、消防長の返答は、これにも調査をするということによろしかったか。もう一回、消防長。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 基本的にはないと思っているので、確認はする。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ わかった。確認はするという事によろしかったか、小野沢委員。

○小野沢 猛史委員

- ・ 調査してもらえるのであれば、それで結構なんだが、今回のこの一連の事件を私なりにいろいろ考えてみて、こういう場合っていろんなケースがあるんだが、各消防署、発端は北消防署なんだが、始まりには原因があると思う。今回は、たまたま北消防署で始まって、その始まりの経緯については報道各社もいろいろと書いてくれているので、ああ、そんなこともあったのかなと思っているが、勤務形態、たしかに夜勤として勤務しているものとの差がどれだけあるかということ、それは休憩時間とはいえ、なかなか厳しいものがあるんだろうと私は思う。そういう中で、やはり不公平だという声が出て、管理職が、誤解を与えるということ——説明をされたが、私はそれを容認することだったというように思う。そういうときは、それぞれ各職員にそういう手当が支給をされて、それぞれが給料の一部として受け取ってということなんだろうと思うが、本部で日勤の時間外勤務手当が、勤務実態がないのに、特定の方にそれなりに継続的に支給されていたということになると、これってよくあるんだが、裏金作りがあったのかなというように推測されるんだ。よくあるんだ組織で。誰かに時間外手当をつけて、それをプールして、そんな大した金額ではないとは思いますが、接待費とか交際費とか、そんなことに使おうということがよくあるんだ。この投書を見て、性格的に各消防署、北とかあるが、そこは違うんだろうなと思うんだ。まあ確認されるということで……。そういうことも含めてどうなんだ。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 小野沢委員のこの匿名の文書に関しては、確認をするという答えを得た。それ以上のことを、今、ここで聞くのは……（「わかっている、委員長。」と小野沢委員）

○小野沢 猛史委員

- ・ ということなので、そういうことも含めて確認してほしいなと思う。終わる。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ それと小野沢委員が、先ほどの質問で、内部調査じゃなくて、外部を含めた第三者委員会をつくった方がいいのではないかという質問をしている。それに対する答弁は、まだ消防はしていないので、そこはするように。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 先ほども答弁したが、調査については項目、範囲、手法などを関係部局とも協議のうえ決定しているので、消防だけの判断で調査を行っているわけではないので、このまま調査を進めたいと考えている。したがって第三者委員会の設置については考えていない。以上だ。

○小野沢 猛史委員

- ・ いや、関係部局と協議というが、関係部局も内部ではないかと話した。信用されないよ。私は外部委員会設置して、きちんと調査するということが必要だと思う。重ねて申し上げて終わる。

○日角 邦夫委員

- ・ 最後になるが、正直、記事を見てショックである。命がけで仕事をしている皆さんだ。そういう中で、こういう事態が起きるのが残念という気持ちが非常に濃い。
- ・ 何点か確認する。災害出動と言われているが、救急出動という言葉もある。救急出動では、この件に関しては一切関係ないということでもいいのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ この度の調査対象には、救急隊の部分も含まれている。333名の中には救急隊員も含まれている。そういう中で全部調査した上での221名ということで。救急隊に所属している職員もたまにというか、勤務の都合上、消防車に乗ることもあるので、そういう部分で勤務時間内に時間外がついているケースがゼロかと言われると、それはゼロではないと思う部分もあるが、隊として時間が付いていたというケースについては確認をされていないということだ。以上だ。

○日角 邦夫委員

- ・ それと、今回の夜間帯のことだが、基本的にこの方たちは24時間体制でずっといて、そのうちの夜間の部分だけということだった。昼間は昼間で見た目では体操したり、訓練したり、機器の整備したり、いつでも出動できるんだと。それを昼間ずっとやっているわけではなくて、デスクワークもあると思うんだ。本来、そこで勤務だとか、自分の勤務含めてやっていくと思うが、その辺どうなっているのか確認したい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 日中の勤務形態についての話だが、委員おっしゃったように、日中も事務仕事があるし、訓練もあるし、管内の巡視というか様々な業務がある。デスクワークももちろん日中に行うこともある。

○日角 邦夫委員

- ・ その中には、自分の業務実態を申告したりとか当然あるよね。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 日中の時間帯については、お昼の間の休憩と夕食の時にある休憩、それ以外については全て勤務時間ということになっているので、その中で時間外が発生するということは基本的にはないが、例えば休憩時間に出動があった場合には、基本的には日中の違う時間帯に休憩時間を振り替えるということをやっているが、そのときにも振り替えることができない場合は時間外手当とする取り扱いもしているところである。

○日角 邦夫委員

- ・ わかった。日中帯の時間外のことわかった。ところで、私は——消防ではないのだが——24時間勤務をやったときに前の日の自分の勤務、1分でも2分でも多くつけたいと思ったし、実際にそれは列車が遅れたかとかチェックされるけど、今回はそういうチェックもおろそかだと思うんだが、例えば本人が申告して、それをチェックするのは直属の管理者だけなのか。それとも、その上の庶務なり、最終的には電算で、システムで処理するということなのか。まあ当然わかったからこうなったと思うけれども、チェック体制含めて、その辺どうなっているのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 時間外勤務命令簿のチェック体制のお尋ねだが、当直明けの段階で必ずそれぞれの出張所の当直責任者という者がいて、まず、その者の確認印をもらう。その次の段階としては、それぞれの所属長、出張所であれば出張所長の確認。最終的には午前中にもお話をさせてもらったが、消防署の管内であれば消防署長の押印と、一応、この3段階でチェックするという体制にはなっているが、今回、結果的にこのようなことになってしまったので、その辺のところは不十分だったと考えている。以上だ。

○日角 邦夫委員

- ・ 不十分と言えばそれまでだが、ノーチェック、厳しい言い方をすればノーチェックだ。オッケー、セーフだというような取り組みだと思う。やっぱり、そこが大きいと思うんだ。なんだかんだ言って

も規則だとか手当の基準だとかさまざまあるわけだから、それにきちんと則っていないと不当、不正なんて言葉とか使われたくないわけだ。今回は検査、調査であるわけだが、今後含めてきちっとした結果を出していただきたいと思うので。

- ・ それと勤務表、仮眠となっているが、先ほど話も出たが休憩と。この間も制服を着て、いつでも出動できるような態勢でいるということでもいいのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ そのとおりだ。

○日角 邦夫委員

- ・ わかった。それくらい24時間緊張したことだと思うが——であればあるほど、その辺の規則とかには厳正になってもらいたい。
- ・ 最後だが、やっぱり消防署員だとか消防署だとかというのは、子供の憧れなんだ。毎年、小学校で消防車の絵を描くよね、赤く、いろんな絵を描いて。それくらい子供にとっては憧れの職業でもあるので、こういう汚点というか、絶対していただきたいくないなという思いがあるんだ。そういうのも含めて、今後の調査をきちんとあげていただきたいと思う

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ それでは、発言を終結いたしますが、委員長からも一言申し上げたいことがある。
- ・ 本件については、現在調査中ではあるが、消防本部に対する市民からの信頼を大きく損ねた重大な案件であると考えている。また、本件が発覚してから消防本部のこの間の対応についても、非常に疑問を感じている。
私としては、引き続き、しっかりと調査を進めていただき、この度の原因や実態を解明し、一刻も早く市民、議会に調査結果を明らかにするとともに、早急に市民の信頼回復に努めていただきたいと考えているので、よろしく願います。
- ・ ここで理事者は御退室願う。

（消防本部 退室）

- ・ 議題終結宣言

(2) 過疎対策自立促進特別措置法について

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 議題宣言
- ・ 本件については、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効となることから、全国過疎地域自立促進連盟北海道支部から国に対し、新たな過疎対策法の制定について意見書を提出いただきたい旨、5月8日付で要請があった。
- ・ 正副としては、同法が平成22年3月末に失効となる際も、同団体からの要請を受け、当委員会から意見書を提出しているし、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、災害の防止に向けて整備を進める等の課題がある中、引き続き、過疎地域が健全に維持され、住民が安心・安全に暮らせるよう、当委員会から意見書を提出してはどうかと考えているが、各委員いかがか。（異議なし）

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ それでは、そのように確認した。

- ・ 文案については、正副で案を作成したので事務局に配付させる。(事務局資料配付)
- ・ 文案について、何か御発言あるか。(なし)
- ・ それでは、ただいま確認したとおり、会議規則第13条第2項に基づき、当委員会から議長に提出したいと思う。
- ・ なお、条項、字句の修正について、委員長に一任願いたいと思うが、これに御異議ないか。(異議なし)

○委員長(齊藤 佐知子)

- ・ 異議がないので、そのように決定した。
 - ・ 議題終結宣言
-

2 その他

○委員長(齊藤 佐知子)

- ・ 議題宣言
- ・ 私から1点、皆さまに御相談がある。今後、当委員会として新たに所管事務調査を実施したいことから、先日、各委員には、調査項目について提案があったら、本日、発言いただきたい旨お伝えしたが、各委員から何か御提案あるか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 話が事務局からあったので、私とすれば「A I ・ I C T教育の推進」ということについて、調査研究してはどうかと申し上げた。

○委員長(齊藤 佐知子)

- ・ 小野沢委員からは、「A I ・ I C T教育の推進」の提案があった。
- ・ 正副からも提案をさせていただきたいと思っている点がある。
- ・ 今、国においては、在住外国人が年々増加している中、外国人労働者の受入拡大を進めているため、今後も在住外国人の増加が続いていくことが見込まれている。そのような中、当市においても、今後、外国人材の受入促進に取り組み、在住外国人が増加していくことが見込まれていることから、当市在住の外国人が地域住民と共生し、活躍できる仕組みづくりを進める必要があるものと考えている。
- ・ ついては、「外国人材の受け入れと共生の推進について」をテーマとして、今回、補正にもあがっていたが、外国人相談窓口の運営とか、地域との交流に係る事業の実施状況などといった受入環境の整備のあり方を中心として進めてまいりたいと考えているが、各委員の方から御意見をいただきたいと思うが、各委員いかがか。

○福島 恭二委員

- ・ 小野沢委員からも提案された内容、調査が必要な場面が来るだろうと思うが、優先的に今、委員長から提案のあった項目から調査を始めるのが妥当ではないかと思うので、私は正副委員長の案に賛同したいと思う。

○金澤 浩幸委員

- ・ うちの会派も、委員長にお任せしたいということで話をしている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 私は、小野沢委員の提案も重要だと思うが、すでに外国人の法案も始まって、実施されているもの

あるので、そちらを優先させていただきたいと思う。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 各委員から御意見では、正副提案の「外国人材の受け入れと共生の推進について」で、いいのではないかとの意見が多いところで、小野沢委員の項目もゆくゆくは調べていく必要があるというところもあるが、小野沢委員いかがか。

○小野沢 猛史委員

- ・ わかった。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ それでは、当委員会の所管事務調査は、今回は「外国人材の受け入れと共生の推進について」とすることで確認をいたしたいと思うが、いかがか。（異議なし）
- ・ なお、本件の進め方については、まず、当市の現状等を捕捉できる資料を正副で調製し、それを踏まえ、課題の整理を行ってまいりたいと思うが、そのような進め方でよろしいか。（異議なし）
- ・ 本件については、委員会の閉会中継続調査事件とすることでよろしいか。（異議なし）
- ・ ただいま決定した閉会中継続調査事件については、調査の主旨、目的を踏まえた理由をもって議長に申し出たいと思うが、これに御異議ないか。（異議なし）
- ・ 私からは以上だが、その他、各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣言

午後 1 時26分散会